

運転中の携帯電話の使用に関する罰則について

クイーンズランド州政府は運転中の携帯電話使用に関し、厳しい罰則を設けていますが、いずれも令和6年7月1日から**罰金額が1,209豪ドル**に引き上げられました。クイーンズランド州政府による注意喚起内容をよく御確認いただき、安全運転を心がけていただきますようお願いいたします。

【以下は当館作成の仮訳等であり、以下の州政府の原文を御参照ください。】

クイーンズランド州政府 (Department of Transport and Main Road)

<https://www.qld.gov.au/transport/safety/road-safety/mobile-phones>

1 運転と携帯電話

運転手や他の道路利用者の安全を守るため、運転中は細心の注意が必要です。クイーンズランド州において、運転中に携帯電話を手にとったりするだけでなく、膝や肩など体のどこかに置いたりすることは違法です。これは、信号待ちや交通渋滞などで停止している場合にも適用されます。

また、携帯電話の電源のオン/オフは関係なく使用中であるか否かも関係ありません。

次の場合、運転中の携帯電話の違法な使用と判断されます。

○手に持つ

○体のどこかに置いておく

(例：膝や肩)



※携帯電話を手にとったり体に付けたりした場合は、操作していなくても、または電源がオフになっていても罰金が科せられます。

2 携帯電話に関するその他の制限

25歳未満の Learner 免許（仮免許）及び P1 免許（初心者、試験的又は制限付き免許）所持者は、ハンズフリーのワイヤレスヘッドセット又は携帯電話のスピーカー機能を使用できません。携帯電話が衣服のポケットや身に着けているポーチに入っている場合は、携帯電話に触れること、見ること又は音声操作などを含むいかなる方法においても使用は禁止されています。

Learner 免許及び P1 免許所持者が運転する車両の同乗者も、運転手の注意を妨げる

可能性があるため、携帯電話のスピーカー機能を使用することは禁止されています。
詳細は以下を御参照ください。

Learner 免許:<https://www.qld.gov.au/transport/licensing/getting/rules#mobile>

P1 免許 : <https://www.qld.gov.au/transport/licensing/driver-licensing/applying/provisional/restrictions#mobile>

3 携帯電話を安全に使用するために

○合法的に駐車している場合は携帯電話を使用できます。駐車とは、法令に基づき駐車が認められた安全な場所にとどまる目的で停車していることを意味します。

○オープン（Open）免許（正規免許）又は P2 免許（P2 初心者免許）所持者は、携帯電話が車両に取り付けた専用台座に置いてある場合は、ハンズフリーで使用するために携帯電話に触れることもできます。ハンズフリーの使用には、次の操作が含まれます。

- ・ 電話を受ける
- ・ ナビゲーション・アプリを使用する
- ・ （車内オーディオの）曲をスキップする
- ・ ライドシェアドライバーとして乗車を承諾/終了する。

※ただし、携帯電話の位置が運転手の視界を遮らないようにする必要があります。

○オープン免許（正規免許）及び P2 免許所持者は、携帯電話を衣服のポケット又は身に着けているポーチに入れている場合、ハンズフリーで使用できます。ただし、音声操作のみで、携帯電話に触れたり見たりすることはできません。

携帯電話が安全に使用される方法に関係なく、運転手は、常に車両を適切に制御し、十分な注意を払って運転する必要があります。

○これらの携帯電話規則は、CB 無線やその他の双方向無線（トランシーバー等）には適用されません。

携帯電話の安全な使用について詳しくは、こちらをご覧ください。

<https://streetsmarts.initiatives.qld.gov.au/driver-distraction/get-the-facts/>

4 罰則

運転中に携帯電話を違法に使用すると、**1, 209豪ドルの罰金**が科せられ、運転履歴に4点の減点が記録されます。信号や交通渋滞で停止している場合も含まれます。

前回の違反から1年以内に2回目以降の同じ違反を犯した場合、2倍の減点（8点）が適用されます。

オープン免許及び P2 免許所持者の場合、運転者が車両を適切に制御していない場合、又は十分な注意を払わずに運転している場合、携帯電話をハンズフリーで使用すると罰金と減点の対象となります。